

ケアプランセンター九頭竜のご案内

1 事業所の概要

- ・事業所名 ケアプランセンター九頭竜（平成 29 年 10 月 1 日名称変更）
- ・開設年月日 平成 11 年 11 月 1 日
- ・所在地 福井県勝山市旭町 3 丁目 107 番 2
- ・代表者 五十嵐 研治郎
- ・電話番号 TEL 0779-64-5568
FAX 0779-87-6308
- ・事業所番号 福井県 1870600044
- ・特定事業所加算 特定事業所加算（Ⅲ）取得事業所
当事業所は、専門性の高い人材を確保し、ケアマネジメントの質の向上に資することを目的としている特定事業所加算（Ⅲ）取得事業所です。

2 本事業所の居宅介護支援の目的と運営方針

（1）運営方針

- ①利用者が要介護状態等になった場合、可能な限り家庭においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を行うことができるように支援します。
- ②心身の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づく、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的且つ効率的に提供致します。
- ③利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち公平中立にサービスを提供できるように取り組みます。
- ④利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の対策を行います。
尚、サービス提供に関して、予め利用者及びその家族に対し、約款等の概要その他、サービスの選択に必要な重要事項を説明し、文書により同意を得ます。

（2）居宅介護支援の実施概要

包括的自立支援プログラムを使用し、課題を分析し居宅介護支援サービスを提供します。

3 事業所の職員体制

管理者・主任介護支援専門員 1 名 介護支援専門員 2 名

4 居宅介護支援事業サービス提供地域

勝山市内一円

（但し、上記地域以外の方でもご相談には応じます。）

5 営業日及び営業時間

(1) 月曜日～土曜日 8:20～17:20

(但し、お盆、年末年始、事業所が特別に定めた日は休日となる場合があります)

(2) 必要に応じて、24時間相談・連絡を受け付けられる体制にあります。

6 利用料金

利用料 (ケアプラン作成料)

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヵ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(1) 居宅介護支援利用料

居宅介護支援費 (I) 介護支援専門員取り扱い件数 (45件未満)

(要介護1・2の方) 10,860円/月

(要介護3・4・5の方) 14,110円/月

特定事業所加算 (III) 3,230円/月

〈加算を算定した場合〉

初回加算 3,000円/回

退院・退所加算

連携1回 カンファレンス参加 (無) 4,500円 (有) 6,000円

連携2回 カンファレンス参加 (無) 6,000円 (有) 7,500円

連携3回 カンファレンス参加 (有) 9,000円

入院時情報連携加算 (I) 2,500円/月

入院時情報連携加算 (II) 2,000円/月

通院時情報提供連携加算 500円/月

ターミナルケアマネジメント加算 4,000円/月

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円/月

(2) 交通費

勝山市一円の地域におけるサービスの提供は、無料です。

通常の事業の実施地域以外でサービスを提供し、それに要した交通費について、利用者の同意を得てから実費の支払いを頂きます。自動車を使用した場合の交通費は次の通りです。

①通常の事業実施地域を超えてから往復おおむね30km未満 150円

②通常の事業実施地域を超えてから往復おおむね30km以上の場合、
1kmにつき5円の加算になります。

7 サービス利用方法

希望される方は、先ずお電話等でお申し込みください。当事業所介護支援専門がお伺いします。約款等を文書により同意の上、サービス提供を開始させていただきます。

8 居宅介護支援サービス提供の内容

- (1) 利用者の家庭を訪問し、利用者及び家族に面接し情報の収集を行い、問題点や解決すべき課題を把握します。利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者及び家族の了承を得て主治医の方に意見をお尋ねし、居宅サービス計画書を交付いたします。モニタリング等の際に把握された利用者の状態等について、主治医や歯科医師、薬剤師に必要な応じて情報伝達を行うことがあります。尚、入院時には利用者には、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供していただきます。
- (2) 他機関との各種会議等、テレビ電話等を利用して実施を行います。利用者等が参加するものについて、利用者等の同意を得た上でテレビ電話等を活用して実施します。
- (3) 看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を行います。
- (4) 当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスを選択していただきます。

利用者が居宅サービス計画書に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めた場合や当該事業所を居宅サービス計画書に位置づけた理由を求められた場合はその説明を行います。

前6月に作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービスの数が占める割合および前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行います。

介護保険サービス情報の公表制度において公表をします。

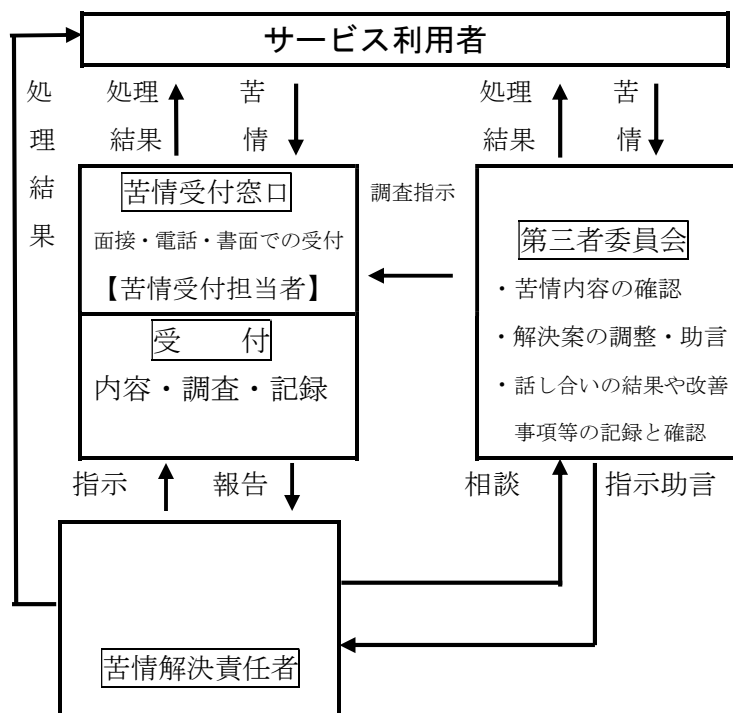
- (5) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を検討した居宅サービス計画書の原案を作成します。
- (6) 居宅サービス計画書等について、保険の適用など一切の介護サービス内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書により同意を得た上で、介護サービス事業者との連絡調整を行い、適切なサービスが円滑に利用できるよう努めます。同意を得た居宅サービス計画書を利用者及びその家族、サービス事業者に提供します。
- (7) その他、居宅介護支援に関する必要なサービスの提供を行います。
- (8) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ①業務継続計画の策定、定期的な見直しをします。

- ②介護支援専門員への業務継続計画の周知をします。
- ③介護支援専門員に対し、研修及び訓練を定期的実施します。
- (9) 事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防、及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催します。その結果を、介護支援専門員に周知します。
 - ②事業所における感染症の予防、及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (10) 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
 - ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
 - ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
 - ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。
- (11) 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならないこととします。身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (12) 介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防支援業務に関しては、業務委託契約を締結している市町村の地域包括支援センターより依頼された場合、介護予防ケアマネジメント、介護予防サービス計画書を作成します。

9 要望及び苦情等の相談

当事業所では、サービス内容に関する苦情及び要望に対して、窓口を設置し、迅速且つ適切に対応いたします。苦情解決責任者及び苦情受付担当者、又苦情処理体制及び関係機関の受付窓口は以下の通りですので、お気軽にご相談下さい。

苦情解決責任者	五十嵐 研治郎
苦情受付担当者	加藤 紀代美 (介護支援専門員)
関係機関窓口	・ 福井県国民健康保険団体連合会 0 7 7 6 - 5 7 - 1 6 1 4
	・ 勝山市福祉健康センター「すこやか」内 健康体育課介護福祉係 0 7 7 9 - 8 7 - 0 8 8 8



必要に応じ、第三者委員が助言や立会いを行います。

10 虐待に関する対応

当事業所では、人権の擁護・虐待等の防止のため窓口を設置し、迅速且つ適切に対応いたします。尚、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付窓口、並びに関係機関の受付窓口は、以下の通りとなります。

虐待防止対応責任者	五十嵐 研治郎（理事長）
虐待防止受付窓口	加藤 紀代美
関係機関窓口	・ 福井県健康福祉部 長寿福祉課 0 7 7 6 - 2 0 - 0 3 3 3 ・ 勝山市地域包括支援センター 「すこやか」内 0 7 7 9 - 8 7 - 0 9 0 0

(別 紙 1)

社会福祉法人 九頭竜厚生事業団 個人情報取り扱い要綱

社会福祉法人 九頭竜厚生事業団（以下「法人」という。）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、法人が提供するサービスに携わるものにとって重大な責務と考えます。

法人は、保有する、利用者やその家族、関係者の個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、且つ自主的なルール及び体制を確立し、以下の個人情報取り扱い事項を定め、これを実行し維持することに努めます。

- 1 利用者から個人情報の提供を求めるときは、適法且つ公正な手段によって行います。
又、収集目的、法人（施設・事業所）の問い合わせ窓口等必要事項を明示した上で、必要な範囲の個人情報を収集させていただきます。
- 2 個人情報の利用は、収集目的の範囲内で、業務の権限を与えられた職員が行います。
- 3 原則として、個人情報を第三者に開示、提供および預託をすることはありません。
但し、利用者の方に対する処遇や診察、法人が提供するサービス費の請求、行政機関等からの要請、福祉研究等公的立場からの要請により個人情報を第三者に提供するときは、法令上の規定に従い必要な措置を講じます。
又、個人情報を共同利用や、業務委託のために第三者に預託する場合は、当該第三者について調査を行い、守秘義務等によって業務委託先に個人情報を義務付け、そのほか法令上の規定に従い必要な措置を講じます。
- 4 個人情報の紛失、破壊、改ざん、及び漏えい等を防止するため、不正アクセス、ウイルス感染等の情報セキュリティ対策を行います。
- 5 この要綱を、法人が、経営管理する施設の職員、その他関係者に周知徹底し、個人情報取り扱い要綱を堅持します。
- 6 法人は、利用者が自らの個人情報の開示、訂正、利用の停止等の権利を有していることを確認し、これらの利用者からの要求に対して適切に応じます。
- 7 法人は個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切且つ迅速な処理に努めます。

平成24年 4月 1日
社会福祉法人 九頭竜厚生事業団
理 事 長 五十嵐 研 治 郎

個人情報保護の利用目的

ケアプランセンター九頭竜（以下「事業所」という。）では、利用者の権利としてプライバシーの保護にあたり、管理している個人情報について、利用目的を以下の通り定めます。

(利用者へのサービス提供に必要な利用目的)

1 施設・事業所内部で利用目的

- (1) 施設・事業所が利用者等に提供するサービス
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）・介護保険法に関する債務
- (3) 施設・事業所の管理運営業務のうち利用者に係る
 - ①入退所（利用開始）等の管理
 - ②会 計・経 理
 - ③事故等の報告
 - ④利用者の介護・医療サービスの向上

2 他事業者等への情報提供を伴う利用目的

- (1) 施設・事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所・相談支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ②利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ③検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ④家族等への心身の状況説明
- (2) 障害者総合支援法・介護保険法に関する事務のうち
 - ①障害者総合支援法の事業・介護保険法の保険事務の委託に関するもの
 - ②審査支払い機関への請求明細書の提出
 - ③審査支払い機関又は保険者（支援機関）からの照会への回答
- (3) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(上記以外の利用目的)

1 施設・事業所内部における利用目的

施設・事業所の管理運営業務のうち

- (1) 施設・事業所が提供するサービスや業務の推進・改善のための基礎資料
- (2) 施設・事業所において行われる学生の実習への協力
- (3) 施設・事業所内外において行われる事例研究

2 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

施設・事業所の管理運営業務のうち外部監査機関への情報提供

(別 紙 3)

社会福祉法人 九頭竜厚生事業団 防犯カメラ取扱要領

1. 趣旨

社会福祉法人 九頭竜厚生事業団（以下「法人」という。）は、利用者等の安全を守り、事故防止、事故検証を目的として、施設・事業所建物の出入り口付近の一部と廊下やパブリックスペースの一部に防犯カメラを設置しています。

防犯カメラにより取得した利用者や関係者のプライバシー情報については、「社会福祉法人 九頭竜厚生事業団 個人情報取扱要綱」並びに個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、且つ自主的なルール及び体制を確立し、以下の防犯カメラ取扱要領を定め、これを実行し維持することに努めます。

2. プライバシーへの配慮

当法人は、防犯カメラの管理・運用については、プライバシーの保全に十分な配慮をしなければならない。

所長は、防犯カメラ設置箇所の付近に、「防犯カメラ設置」等の表示をしなければならない。

3. 映像の保存・取扱

防犯カメラの映像の保存期間は、30日間とする。

保存期間が終了した映像情報（データ）は、自動的に新たな映像情報を上書きする方法により消去するものとする。

4. 映像の閲覧

防犯カメラの映像閲覧は、次の各号に定める事案が発生した場合に限定し、その閲覧に当たっては、所長の承認を得なければならない。

但し、所長不在若しくは、緊急時等やむを得ない場合においては、副所長又は総務部長の判断により、その閲覧を許可するものとし、事後、所長に報告すること。

- (1) 犯罪行為、事件が発生した場合及び予防保全が必要な場合
- (2) 法人及び利用者の財産が侵害された場合及びその予防保全措置が必要な場合
- (3) 警察又は裁判所からの開示請求があった場合
- (4) その他、所長が必要と認めた場合

5. 閲覧の要請

防犯カメラの映像の閲覧を申請するものは、別記様式1による申請書を所長に提出しなければならない。

所長は、申請書を受け取ったときは、遅滞なくその申請の承認又は不承認の決定をしなければならない。

所長は、承認の決定をしたときは、映像の閲覧につき、日時、場所等を指定することができる。

申請書の保管期間は5年とする。

6. 映像閲覧時の立会

防犯カメラの映像を閲覧するに当たっては、次のうちいずれかの立ち会いの下に行わなくてはならない。

所長、副所長、総務部長、施設・事業所管理者、又は理事長から委嘱を受けた者。

7. 立会者の守秘義務

立会者は、映像の内容及び関連情報に関して守秘義務を負うものとする。

8. 映像情報の貸与

警察又は公的機関より映像情報の貸与を求められた場合は、所長の承認の下にこれを貸与するものとし、その利用目的、返却等について記載した書面を受領するものとする。

警察又は公的機関以外は、映像情報の貸与を申請することはできない。

9. 保守等の責任

防犯カメラの機器、映像情報の保守管理は、法人の責任の下に行うものとする。

平成30年4月1日

社会福祉法人 九頭竜厚生事業団

理事長 五十嵐 研治郎

ケアプランセンター九頭竜利用同意書

ケアプランセンター九頭竜のサービス提供開始にあたり、ケアプランセンター九頭竜利用約款及び重要事項説明書・別紙１・別紙２・別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者より説明を受け、約款第１２条の内容を踏まえ、これらを十分に理解した上で同意します。

説明者〔 〕 同意者〔 〕

同意内容を証明するため、本書を２通作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、１通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

住 所 福井県勝山市旭町３丁目１０７番２
事業者名 社会福祉法人 九頭竜厚生事業団
ケアプランセンター九頭竜
代表者名 理事長 五十嵐 研治郎

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【身元引受人】

住 所 _____

(続柄)

氏 名 _____ 印

【緊急時の連絡先】

氏 名	(続 柄)
住 所	
電話番号	
携帯電話	